

富山県と株式会社PoliPoliとの連携と協力に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と株式会社PoliPoli（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲との連携のもと乙が主体となって富山県の社会課題解決に取り組む、ウェルビーイングの向上をはじめとする県民サービスの向上及び地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、相互の情報を有効に活用するとともに、乙が審査により選定した非営利団体等が実施するプロジェクトや実証実験に対する支援について緊密な相互連携と協働により取組みを進めるものとする。

2 乙は、基金を造成し、甲との連携のもと乙が主体となって富山県の社会課題解決のために非営利団体等が実施するプロジェクトや実証実験に対して支援を行う。

3 第1項に定める事項を効果的に推進するため、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

4 第1項に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がなければ、有効期間が満了する日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施により知り得た相手方の秘密を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年7月29日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事

新田 八朗 (自署)

乙 東京都千代田区平河町2丁目5-3
株式会社 PoliPoli
代表取締役 CEO

伊藤 和真 (自署)